　　　　　 【様式第５号】

共同企業体協定書

**（目的）**

**第１条**　当共同企業体は、次の業務を共同連帯して営むことを目的とする。

　(1) 神戸市が発注する神戸市消防局消防指令・情報システム開発・構築整備・運用保守業務（以下「本業務」という。）

　(2)前号に付帯する業務

**（名称）**

**第２条**　当共同企業体は、　　　　　　　　　共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する

**（事務所の所在地）**

**第３条**　当企業体は、事務所を　　　　　　　　　に置く。

**（成立の時期及び存続期限）**

**第４条**　当企業体は、　　年　　月　　日に成立し、本業務の契約の履行後、神戸市の承認があるま

では存続するものとする。

２　当企業体が本業務を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、本業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

**（構成員の住所及び名称）**

**第５条**　当企業体の構成事業者は、次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 共同企業体名称 | |  |
| 共同企業体の構成員（共同企業体の代表者含む） | 代表者 | 所　在　地  代表者印  商　　　号  代表者氏名 |
| 分担業務内容： |
| 構成員 | 所　在　地  代表者印  商　　　号  代表者氏名 |
| 分担業務内容： |
| 構成員 | 所　在　地  代表者印  商　　　号  代表者氏名 |
| 分担業務内容： |
| 構成員 | 所　在　地  代表者印  商　　　号  代表者氏名 |
| 分担業務内容： |
| 構成員 | 所　在　地  代表者印  商　　　号  代表者氏名 |
| 分担業務内容： |

**（代表事業者の名称）**

**第６条**　当企業体は、　　　　　　　　　を代表事業者とする。

**（代表事業者の権限）**

**第７条**　第５条に定める全構成事業者は当企業体の代表事業者を代理人と定め、当企業体の代表事業者は、本業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、当企業体が存続する間、入札の参加申請、見積及び入札、契約締結、復代理人選任、神戸市との折衝、委託代金（前払金及び部分払金を含む。）及び保証金の請求及び受領、当企業体に属する財産の管理、並びにその他契約履行に関する一切の件に関する権限を有するものとする。

**（運営委員会）**

**第８条**　当企業体は、構成事業者全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに本業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、再委託企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、本業務の履行に当たるものとする。

**（構成事業者の責任）**

**第９条**　各構成事業者は、本業務の契約の履行及び再委託契約その他の委託業務の実施に伴い当企業体が負担する事項、資金管理方法、再委託企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

**（取引金融機関）**

**第10条**　当企業体の取引金融機関は、 　 　 銀行 　　 支店とし、共同企業体の名称を冠した代表事業者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

**（権利義務の譲渡の制限）**

**第11条**　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

**（業務途中における構成員の脱退に対する措置）**

**第12条**　構成事業者は、神戸市及び構成事業者全員の承認がなければ、当企業体が本業務を完成する日までは脱退することができない。

２　構成事業者のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成事業者が共同連帯して本業務を完成する。

**（構成事業者の除名）**

**第13条**　当企業体は、構成事業者のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成事業者全員及び神戸市の承認により当該構成事業者を除名することができるものとする。

２　前項の場合においては、除名した構成事業者に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成事業者が除名された場合においては、前条第２項を準用するものとする。

**（業務途中における構成事業者の破産又は解散に対する処置）**

**第14条**　構成事業者のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、前条第３項を準用するものとする。

**（代表事業者の変更）**

**第15条**　代表事業者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者事業者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表事業者に代えて、他の構成事業者全員及び神戸市の承認により残存構成事業者のうちいずれかを代表事業者とすることができるものとする。

**（解散後の契約不適合責任）**

**第16条**　当企業体が解散した後においても、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあったときは、各構成事業者は共同連帯してその責に任ずるものとする。

**（協定書に定めのない事項）**

**第17条**　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。